

# 子育て世帯の生活を支援するために 給付金を支給します！

## 子どもの成長応援 臨時給付金

令和5年4月30日時点で  
銚子市に住民登録がある**小  
中学生**（※）の養育者に対  
して支給します。対象児童  
1人につき、**1万円**です。

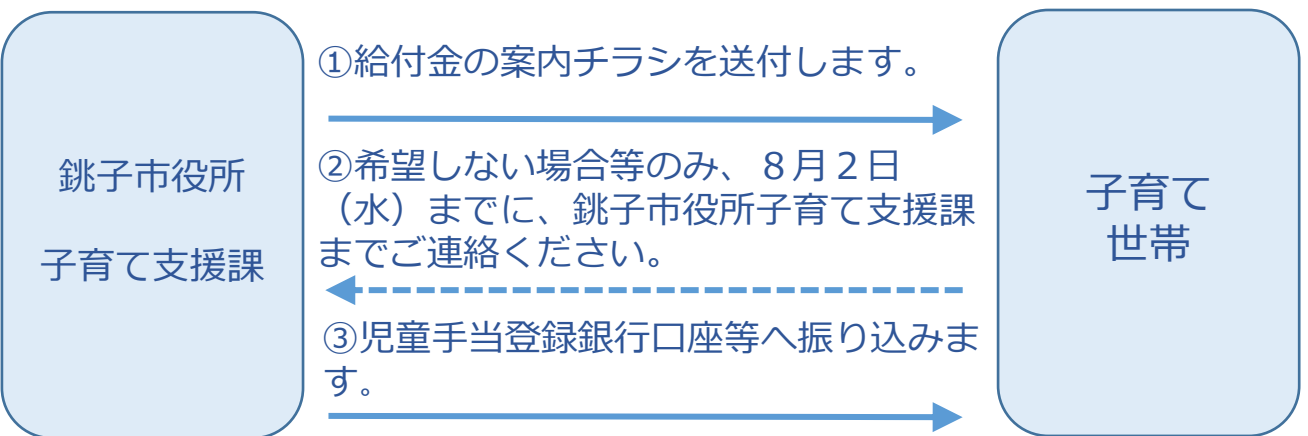
※平成20年4月2日～平成29年4月1  
日に出生した児童

## 就学前児童応援 臨時給付金

令和5年4月30日時点で  
銚子市に住民登録がある**未  
就学児**（※）の養育者に対  
して支給します。対象児童  
1人につき、**3万円**です。

※平成29年4月2日～令和6年2月29  
日に出生した児童

**原則、児童手当受給者（公務員除く）は申請不要です。  
銚子市では、8月15日に支給する見込みです。**



### 【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続きをお願いします。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は支給されませんので、必ずご対応をお願いします。

※下記の方については、原則申請が必要となります。

- (1) 公務員
- (2) 児童手当所得上限を超過されている方
- (3) 対象児童と住民登録上、別の市町村（県外含む）に居住している方

# Q & A

## Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和5年4月30日時点で銚子市に住民登録がある児童を養育している主たる生計維持者が支給対象となります。

## Q. 市外から引っ越してきた場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「子どもの成長応援臨時給付金」は、令和5年4月30日時点で千葉県内に児童の住民登録がある市町村から支給されますので、令和5年5月1日以降に県外から転入されてきた場合は対象となりません。

令和5年5月1日以降に県内の市町村から転入されてきた方については、転入前の市町村にお問い合わせください。

「就学前児童応援臨時給付金」は、令和5年4月30日時点で銚子市内に住民登録がある児童が支給対象となりますので、令和5年5月1日以降に市外から転入されてきた場合は対象となりません。

## Q. 保護者が県外に住んでおりますが、支給対象となりますか？

A. 養育している児童が、銚子市内に住民登録されていれば支給対象となります。

## お問い合わせは

銚子市役所 子育て支援課 2番窓口

電話：0479（24）8967

本給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに銚子市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに銚子市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。